**消防計画**

**第１章　総則**

**（目的）**

**第１条**　この計画は、消防法第８条第１項に基づき（　　　　　　　）における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防並びに人命の安全確保及び被害の防止を図ることを目的とする。

**（消防計画の適用範囲）**

**第２条**　この計画は、（　　　　　　　）に勤務し、又は出入りする全ての者に適用するものとする。

**（管理権原者の責任）**

**第３条**　管理権原者は、防火管理業務に関し、次の責務を負うものとする。

（１）管理権原者は、（　　　　　　　）の防火管理業務について、全ての責任を持たなければならない。

（２）管理権原者は、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

（３）管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

（４）管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

**（防火管理者の権限及び業務）**

**第４条**防火管理者（　　　　　）は、この計画の作成（変更）について管理権原者の指示を受け、実行に当たっての全ての権原を有し、次の業務を行うものとする。

（１）消防計画の作成及び変更

（２）消火、通報及び避難誘導の訓練の実施

（３）建築物、避難施設、電気設備、火気使用設備・器具等の自主点検・検査及び監督

（４）建築物、消防用設備等の点検・整備時の立合い

（５）消防設備等の自主点検結果及び法定点検結果の維持台帳への記録及び保管

（６）火気の使用又は取扱いに関する指導監督

（７）火元責任者及び従業員に対する指導監督

（８）管理権原者への提案や報告

**（消防機関への報告、連絡等）**

**第５条**　管理権原者は、防火管理者を選任（解任）したときは、消防署長に届け出なければならない。

２　防火管理者は、次の業務について消防署長への報告、提出及び連絡を行うものとする。

（１）消防計画の届出（変更・改正の場合を含む。）

（２）建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き

（３）消防用設備等の点検結果の報告

（４）消火、通報及び避難訓練を実施するときの事前通報

（５）その他法令に基づく報告等の防火管理に関する必要な事項

**第２章　予防管理組織等**

**（予防管理対策）**

**第６条**日常の火災予防及び地震等による出火予防を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を「予防管理組織表」（別表第１）のとおり編成する。

２　前項により編成した火元責任者の主たる任務は次のとおりとする。

（１）喫煙所、湯沸場等の火気管理

（２）火気使用設備・器具、電気設備等の使用前後の安全確認

（３）避難・防火施設、消防用設備等の日常の点検検査

（４）閉館後の防火戸及び防火シャッターの閉鎖障害確認

（５）その他防火管理上必要な業務

**（火災予防上の遵守事項）**

**第７条**　火災を予防するため、防火対象物に関係する全ての者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）火気使用設備・器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認すること。

（２）火気使用設備・器具の周囲は常に整理整頓をしておくこと。

（３）閉館（閉店）時には灰皿、吸殻の後始末を確実にすること。

（４）避難口、廊下、階段等の避難通路に物品等を置かないこと。

（５）防火戸等の付近には、開閉の障害となる物品等を置かないこと。

（６）工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

**（火災予防上の自主点検）**

**第８条**防火管理者及び火元責任者は、日常的に建物、火気使用設備・器具、避難施設等について、次に掲げる区分に応じ、それぞれに規定する内容の自主点検を実施すること。

（１）始業時　－　火気使用設備・器具の設置、機能・損傷状況

（２）随　時　－　避難通路の維持管理、倉庫等の施錠管理

（３）終業時　－　吸殻の処理、火気使用設備・器具の点検、安全確認

（４）その他　－　共用部分の可燃物の有無、トイレの巡回等

**（消防用設備等の点検及び報告）**

**第９条**　管理権原者、防火管理者その他防火対象物の点検等に関する任務を負う者は、建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、法令に定める要領に基づき点検を行うものとする。

２　消防用設備等の法定点検は、「消防用設備等の点検計画表」（別表第２）に基づき行う。

３　防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立ち会うものとする。

４　管理権原者は、防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、法定点検を実施し（　　）年に１回消防署長に報告しなければならない。

**（不備・欠陥等の整備）**

**第１０条**　防火管理者は、防火上の建物構造等又は消防用設備等に不備・欠陥事項があるときは、管理権原者に報告し計画的な改修を図るものとする。

**第３章　自衛消防活動対策**

**（自衛消防の組織と任務分担）**

**第１１条**（　　　　　）を隊長とし、（　　　　　　　　）の自衛消防組織を編成し、その構成及び任務分担は「自衛消防隊の編成表」（別表第３）のとおりとする。

**（自衛消防活動）**

**第１２条**　自衛消防隊長は、消火器具等の配置図及び「避難経路図」（別表第４）を掲示するものとする。

２　自衛消防組織の構成員は、配置図及び避難経路図を的確に把握し、火災が発生したときは前条に定める任務を積極的に遂行するものとする。

**（休日・夜間における活動体制）**

**第１３条**　休日・夜間の当直者は、協力して火災発生時の通報連絡、避難誘導、初期消火等の初動措置を行わなければならない。

２　防火管理業務の一部を委託している場合、委託を受けて防火管理業務に従事する者（受託者）の行う当該業務の範囲及び方法は、「防火管理業務の委託状況書」（別表第５）のとおりとする。

**第４章　震災対策**

**（震災予防措置）**

**第１４条**地震に起因する災害（震災）の予防を図るため、第２章の規定による火災予防に関する措置のほか、次の措置を講ずるものとする。

（１）建物及び建物に付随する施設並びに陳列又は設置する物件の倒壊、転倒、落下等による避難に支障が生じないための日常の十分な確認

（２）火気使用設備・器具等の転倒及び落下の防止

（３）自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の点検

（４）非常持出品の準備及び確認

２　各火元責任者は、被害を生じるに至らない地震の場合であっても、地震後、建物、火気使用設備・器具等の点検及び検査を行いその安全を確認すること。

**（地震時の活動等）**

**第１５条**　地震が発生したときは、第３章の火災に関する規定に準じて活動等を実施するとともに、次の活動を実施するものとする。

（１）各火元責任者は、従業員を指導し、各種器具からの出火防止措置を講ずること。

（２）従業員は、在館者へ必要な指示を与え、混乱防止の措置を講ずること。

（３）防火管理者は、自らの判断又は防災関係機関からの避難命令により、指定避難場所への避難誘導をすること。

**第５章　防災教育及び訓練**

**（防災教育）**

**第１６条**防火管理者は、従業員の防災知識の向上を図るため、次の事項に関する教育を計画的に実施しなければならない。

（１）消防計画について周知徹底

（２）火災予防上の遵守事項

（３）防火管理に係る各従業員の任務及び責任の周知徹底

（４）震災対策に関する事項

（５）その他火災予防上必要な事項

２　実施時期及び方法は、次により行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対 象 者 | 時　期 | 実施回数 |
| 新 入 社 員 | 採用時 | 採　用　時　１　回 |
| 正　社　員 | （　　月）・（　　月） | 年　２　回 |
| 朝　礼　時 | 必　要　の　都　度 |
| パート・アルバイト | 採　用　時　等 | 採　用　時　１　回 |
| 就　業　時 | 必　要　の　都　度 |

**(訓練の実施時期)**

**第１７条**　防火管理者は、次表のとおり訓練を実施しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 訓　練　内　容 | 実施時期 |
| 総 合 訓 練 | 消火・通報及び避難誘導を連携して行う訓練 | 月 |
| 部 分 訓 練 | 消火・通報及び避難誘導を個別に行う訓練 | 月 |
| 月 |
| 基 礎 訓 練 | 消防用設備等の取扱い訓練 | 随　時 |
| その他の訓練 | 夜間を想定した訓練等 |

**附　則**

　　　この消防計画は、令和　　　年　　　月　　　日から施行する。

別表第１（第６条関係）

（予防管理組織表）

|  |  |
| --- | --- |
| 防 火 管 理 者 | 氏　名 |
| 担 当 区 域 | 火 元 責 任 者 |
| 部署（階） | 担当者氏名 |
| 部署（階） | 担当者氏名 |
| 部署（階） | 担当者氏名 |
| 部署（階） | 担当者氏名 |
| 部署（階） | 担当者氏名 |
| 部署（階） | 担当者氏名 |

別表第２（第９条関係）

（消防用設備等の点検計画表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検受託者氏名・住所 | 氏名（名　称） | ℡ |
| 住所（所在地） |
| 機器点検（６か月） | 総合点検（１年） |
| 　　　月　・　　　月 | 　　　月 |

別表第３（第１１条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 自 衛 消 防 隊 長 | 氏　名 |
| 担当班及び担当者 | 任　　務　　内　　容 |
| 通報連絡班 | 氏名 | 1　非常ベル等又は大声で火災の発生を知らせる。2　１１９番通報を行う。3　消防隊への情報提供を行う。 |
| 初期消火班 | 氏名 | 消火器、屋内消火栓設備等を活用し、初期消火を行う。 |
| 避難誘導班 | 氏名 | 1　避難経路図に従い、避難誘導にあたる。2　在館者のパニック防止のための措置を講ずる。 |
| 応急救護班 | 氏名 | 1　負傷者の応急処置を行う。2　救急隊員との連携、情報の提供を行う。3　負傷者の氏名、負傷の程度を確認し記録する。 |

（自衛消防隊の編成表）

別表第４（第１２条関係）

避 難 経 路 図

別表第５（第１３条関係）

防火管理業務の委託状況書

【**□常駐・ □巡回　・□遠隔移報**方式】　　　　　　　令和　　年　　月　　日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 防火対象物名称 |  |
| 管理権原者氏名 |  |
| 防火管理者氏名 |  |
| 受託者の氏名及び住所法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地 | 氏　名（名　称）住　所（所在地）電話番号 |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲 |  |
| 受託者の行う防火管理業務の方法 |  |